# 長野自動車道

# 安曇野北ＩＣ　舗装標識設計

## 特記仕様書

令和８年１１月

東日本高速道路株式会社

関東支社　長野工事事務所

目　次

頁

第１章 総則

| | | | |
|---|---|---|---|
| １－１ | 調査等概要 | ・・・・・・・ | 1 |
| １－２ | 適用する共通仕様書 | ・・・・・・・・ | 1 |
| １－３ | テクリスへの登録 | ・・・・・・・・ | 1 |
| １－４ | 履行期間 | ・・・・・・・・ | 2 |
| １－５ | 資料の貸与 | ・・・・・・・・ | 2 |
| １－６ | 計画工程表 | ・・・・・・・・ | 3 |
| １－７ | 調査等打合せ簿の作成及び提出について | ・・・・・・・・ | 4 |
| １－８ | 工事記録情報の作成及び提出について | ・・・・・・・・ | 4 |
| １－９ | 三者協議会について | ・・・・・・・・ | 4 |
| １－１０ | ウィークリースタンスの取組み | ・・・・・・・・ | 4 |
| １－１１ | クマ対策に係る費用 | ・・・・・・・・ | 5 |
| １－１２ | 生成ＡＩの利活用 | ・・・・・・・・ | 5 |

第２章 業務細部に関する事項

| | | | |
|---|---|---|---|
| ２－１ | 業務内容 | ・・・・・・・・ | 7 |
| ２－２ | 詳細設計 | ・・・・・・・・ | 7 |
| ２－３ | 舗装設計 | ・・・・・・・・ | 7 |
| ２－４ | 標識設計 | ・・・・・・・・ | 8 |
| ２－５ | 工事発注用図面作成　図面修正 | ・・・・・・・・ | 8 |
| ２－６ | 工事発注用数量表作成　工事目的物別数量総括表 | ・・・・・・・・ | 9 |
| ２－７ | 設計協議説明用図面作成　協議用資料作成 | ・・・・・・・・ | 9 |
| ２－８ | 設計打合せ | ・・・・・・・・ | 9 |
| ２－９ | 交通費・宿泊費 | ・・・・・・・・ | １０ |
| ２－１０ | 成果品 | ・・・・・・・・ | １０ |

第３章 補足事項

| | | | |
|---|---|---|---|
| ３－１ | 調査等打合せ簿への概略業務量の提示 | ・・・・・・・・ | １０ |
| ３－２ | 遠隔立会 | ・・・・・・・・ | １０ |
| ３－３ | 設計内容の変更及び追加について | ・・・・・・・・ | １０ |

添付資料

様式－１　計画工程表
様式－２　履行期間通知書
様式－３　工事記録情報　完了届
様式－４　生成ＡＩ利活用計画書兼確認チェックリスト

第１章　総則

１－１　調査等概要

１－１－１　調査等名　　長野自動車道　安曇野北ＩＣ　舗装標識設計

１－１－２　道路名　　長野自動車道

１－１－３　履行箇所　　自）長野県松本市島立　（ＫＰ２５．８）【松本ＩＣ】
緯度　３６°１４’００”　経度　１３７°５６’２０”
至）長野県千曲市屋代　（ＫＰ７４．８）【更埴ＩＣ】
緯度　３６°３３’１０”　経度　１３８°７’５０”

１－１－４　主な履行内容

| 種別 | 内訳書の項目 | 数量 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 舗装設計 | 標準横断図作成 | ７枚 | 舗装構成 |
| | 詳細図作成 | １６枚 | 路面標示工詳細図、ノーズ工詳細図、逆走事故対策詳細図、既設舗装すりつけ詳細図、施工計画検討図 |
| 標識設計 | 本線関係 | ４９．００ｋｍ | 設計計画、型式等の選定、平面図作成、数量表作成 |
| | ＩＣ関係 | １箇所 | 設計計画、型式等の選定、平面図作成、数量表作成 |
| | 詳細図作成 | １４枚 | レイアウト図、構造詳細図（標識柱等設計含む） |
| 工事発注用図面作成 | 図面修正 | ９８枚 | 交通管理施設平面図、排水施設平面図、詳細平面図、平面線形図、縦断図、横断図、標準横断図 |

１－２　適用する共通仕様書

契約書第１条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和８年７月版とする。

１－３ テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書１－１２－４「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が１００万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書１－３「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

（１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から１５日以内
（２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から１５日以内
（３）完了時は、完了届提出日の翌日から１５日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が１５日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

１－４　履行期間

本業務は、共通仕様書１－１３「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から１０日以内に、履行期間通知書（様式―２）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から６０日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から４００日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

１－５　資料の貸与

共通仕様書１－１５－１及び５－２－３「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。

| 貸与資料 | 調査等業務名 | 貸与予定日 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 長野自動車道　管理用平面図 | － | 契約締結後貸与 | 電子データ |
| 長野自動車道　航空写真 | － | 契約締結後貸与 | 電子データ |
| 標識台帳 | － | 契約締結後貸与 | 電子データ |
| 設計報告書 | 国補道路改築（地域連携）事業に伴う設計業務（長野県設計業務） | 契約締結後貸与 | 電子データ |
| 安曇野北ＩＣ工事設計図 | － | 契約締結後貸与 | 電子データ |

１－６　計画工程表

１－６－１　計画工程表の記載事項

共通仕様書１－１４－１「作業計画書の提出」（２）に示す作業計画書中の計画工程表（様式―１）の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者とで協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書１－５「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、共通仕様書１－９－３「照査の実施」に基づく照査の実施時期、及び共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

| 種別 | 工種 | 備考 |
|---|---|---|
| 舗装設計 | 現地踏査 | |
| | 標準横断図作成 | |
| | 数量計算 | 本線、ＩＣ |
| | 詳細図作成 | |
| 標識設計 | 本線関係　設計計画 | |
| | 本線関係　型式等の選定 | |
| | 本線関係　平面図作成 | |
| | 本線関係　数量表作成 | |
| | ＩＣ関係　設計計画 | |
| | ＩＣ関係　型式等の選定 | |
| | ＩＣ関係　平面図作成 | |
| | ＩＣ関係　数量表作成 | |
| | 詳細図作成 | |
| 工事発注用図面作成 | 図面修正 | |
| 工事発注用数量表作成 | 工事目的物別数量総括表（舗装） | |
| | 工事目的物別数量総括表（標識） | |
| 設計協議説明用図面作成 | 協議用資料作成Ａ | |
| | 協議用資料作成Ｂ | |
| 設計打合せ | 設計打合せ | |

１－６－２　計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第１－４号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書１－１４－３「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

１－７　調査等打合せ簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後７日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後７日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

１－８　工事記録情報の作成及び提出について

（１）共通仕様書１－４４－１「工事記録情報」に規定する「工事記録作成要領」は令和８年７月版とする。

（２）受注者は工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報　完了届」（様式―３）を調査等完了届提出予定の２週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。

（３）工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路㈱関東支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

１－９　三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

１－１０　ウィークリースタンスの取組み

ウィークリースタンスの取組みとは、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、職場の創造に努めることを目的とした取組みであり、本業務において積極的に取組むこととする。

取組み内容は、契約締結後の打合せにおいて監督員と受注者との協議の上実施する取組み事項を定め、調査等打合簿を作成し相互に確認するものとする。

あらかじめ定めた取組み事項を実施できない事象が生じた場合の取扱いについては、その都度監督員と受注者と協議の上定めるものとする。

１－１１　クマ対策に係る費用

１－１１－１　定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

１－１１－２　対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

| 品目 |
| --- |
| クマ撃退スプレー、注意喚起看板、クマ鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠 |

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

１－１１－３　クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

（１）　クマ対策ごとの実施数量及び実施期間

（２）　実施状況が確認できる資料

（３）　支払実績が確認できる資料

※クマ撃退スプレー等の消耗品は、上記１～３の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

１－１２　生成ＡＩの利活用

１－１２－１　本業務での生成ＡＩの取扱い

本業務において生成ＡＩを用いた成果品等を作成する場合には、利用範囲を受発注者間で協議するものとする。

協議を踏まえ、受注者は「生成ＡＩ利活用計画書兼チェックリスト」（様式―４）を作業計画書に添付し、監督員に提出するものとする。

なお、生成ＡＩを用いた成果品等とは、報告書・設計成果に直接影響するものとし、報告書本文の生成（要約・文章生成）、設計条件の整理・記述生成、発注者への提出書類等を想定している。

１－１２－２　生成ＡＩ利活用における情報漏えいリスク対策への留意事項

受注者は作業計画書の作成にあたり、生成ＡＩを業務の履行に際して利活用する場合には情報漏えい防止対策の強化に関する事項に「生成ＡＩを利活用することによるリスク対策等」を明示する。

１－１２－３　生成ＡＩを用いた成果品等の留意事項

受注者は、生成ＡＩを用いた成果品等が契約書第８条に定める特許権等の第三者の権利の対象となりうることに留意し、生成ＡＩを用いて作成した箇所又は生成ＡＩが成果品等の作成に実質的に寄与した箇所については、その旨を成果品等に明示することとする。特に画像等で生成ＡＩを利用した場合には原則その旨の注釈をつけるものとする。

１－１２－４　機械可読性に配慮した成果品等の作成

受注者は、成果品とりまとめ等にあたり、生成ＡＩ等が認識・解析しやすい形式となるよう配慮した報告書様式とするものとする。具体的には、以下の対応を含むものとする。

（１）報告書本体において、構造化された見出し体系や明確な章立ての検討

（２）図表への適切なキャプションやテキストの付与

（３）報告書の要旨、目次、結論等の主要部分について、マークダウン形式等の機械可読性の高い形式での概要資料の作成

（４）データや図表について、可能な範囲で元データ（ＣＳＶ、ＪＳＯＮ 等）の提供

なお、業務の特性等により上記の対応が困難な場合は別途協議すること。

１－１２－５　生成ＡＩの利活用に要する費用

生成ＡＩの利活用に要する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

第２章　業務細部に関する事項

２－１　業務内容

本業務は、長野県事業として長野自動車道に建設される安曇野北ＩＣ（仮称）において、別に貸与する報告書等に基づき舗装設計、標識設計を行うものである。なお、設計にあたっては、共通仕様書５－６「舗装設計」、共通仕様書５－９「標識設計」、共通仕様書５－１１「工事発注用図面作成」、共通仕様書５－１２「工事発注用数量表作成」を適用する。

２－２　詳細設計

２－２－１　設計条件

本設計の設計条件は次のとおりとする。

（１）本線

１）道路規格　：第１種　第３級　Ａ規格

２）設計速度　：Ｖ＝８０ｋｍ／ｈ

３）車線数　：完成４車線

４）計画交通量　：２７，５００台／日

（２）ＩＣ（連絡等施設）　安曇野北ＩＣ（仮称）

１）ランプ規格　：Ａ規格

２）設計速度　：Ｖ＝３５ｋｍ／ｈ

３）計画交通量　：９，３００台／日

２－３　舗装設計

２－３－１ 詳細図作成

詳細図作成とは、舗装工事実施に必要な詳細図作成及び数量算出をいう。

（１） 詳細図作成の検測数量は、図面枚数（枚）とする。

詳細図作成の種別と設計内容は次のとおりとする。

| 種別 | 単位 | 数量 | 設計内容 | 作成難易度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ａ | 枚 | 6 | 路面標示工詳細図 | 普通 | |
| | | 2 | ノーズ工詳細図 | | |
| | | 2 | 逆走事故対策平面図 | | |
| Ｂ | 枚 | 2 | 既設舗装すりつけ詳細図 | 簡単 | |
| Ｃ | 枚 | 4 | 施工計画検討図（施工ステップ図） | 普通 | 仮設Ｇｒ設置時、本線施工時、仮設Ｇｒ撤去時、交通規制計画図 |

２－４　標識設計

２－４－１　詳細図作成

詳細図作成とは、標識工事実施に必要な詳細図作成及び数量算出をいう。ただし「標識標準図集」に含まれる詳細図は、特に必要のない限り作成しないものとする。

詳細図作成の検測数量は、図面枚数（枚）とする。

詳細図作成の種別と設計内容は次のとおりとする。

| 種別 | 単位 | 数量 | 設計内容 | 作成難易度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| A | 枚 | 2 | レイアウト図（ＩＣ部環状道路内標識、道路本線） | 複雑 | 簡易な応力計算を含む（複柱式） |
| | | 1 | 構造詳細図 | | |
| B | 枚 | 4 | 反射式<br>構造詳細図（鋼管単柱、オーバーハング柱（T）ベースプレート式） | 複雑 | ２ｋｍ手前予告標識<br>標識基礎及び二重の安全対策を含む<br>（単柱式） |
| C | 枚 | 5 | 反射式<br>構造詳細図（鋼管単柱、オーバーハング柱（T）ベースプレート式）<br>（詳細図作成Ｂの成果を準用して設計）<br>筑北ＳＩＣの案内看板移設 | 普通 | １ｋｍ、５００ｍ、テーパー端出口の予告標識<br>標識基礎及び二重の安全対策を含む<br>（単柱式） |
| D | 枚 | 2 | 内照式<br>構造詳細図（鋼管単柱、オーバーハング柱（T）ベースプレート式） | 複雑 | ノーズ部出口案内標識<br>標識基礎及び二重の安全対策を含む<br>（単柱式） |

２－５　工事発注用図面作成　図面修正

図面修正とは、「１－５資料の貸与」の成果品を基に必要な資料の収集・整理を行い、図面作成要領に従って工事発注用図面の修正を行うものである。図面修正の実施にあたっては、監督員と協議の上作成するものとする。図面修正の検測数量は、図面枚数（枚）とする。

| 種別 | 図面修正率 | 図面の区分 | 枚数 | 適用 |
|---|---|---|---|---|
| 図面修正Ａ | １０％未満 | 比較的簡易 | ９７枚 | 交通管理施設平面図、排水施設平面図、詳細平面図、平面線形図、縦断図、横断図、標準横断図 |
| 図面修正Ｂ | ３０％未満 | 比較的複雑 | １枚 | 平面図 |

上表により難い場合は、別途監督員と協議するものとする。

２－６　工事発注用数量表作成　工事目的物別数量総括表

工事目的物別数量総括表とは、土木設計数量算出要領に従って、道路資産分けによる数量算出方法により、コード、測点及び資産別細目等を記載した数量総括表を作成するものである。

工事目的物別数量総括表の種別と工種及び支払い数量は次のとおりとする。

| 種別 | 単位 | 数量 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 舗装 | ｋｍ | ２．７２ | 本線道路：０．３１ｋｍ<br>ＩＣ：２．４１ｋｍ |
| 標識 | 工事 | 1 | |

２－７　設計協議説明用図面作成　協議用資料作成

協議用資料作成の種別と内容は、次のとおりとする。

なお、作成枚数等が変更となる場合は、別途監督員と協議する。

| 項　目 | 設計内容 | 数量 | 難易度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| A | 概略工程表 | １枚 | 複雑 | |
| B | 公安委員会協議用図面<br>（路面標示・道路標識・逆走対策協議） | ３枚 | 普通 | |

２－８　設計打合せ

打合せ回数は、工事発注前打合せ、業務内容確認検査、完了検査を含め９回とする。当初の打合せは現地踏査時に行い、打合せの検測数量は１式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。工事発注前打合せとは、業務内容確認検査前に施工計画、設計図面、適用する標準図集、設計数量計算書等を用いて、設計成果の確認を行うものをいう。

打合せは、東日本高速道路株式会社関東支社長野工事事務所で行うことを基本とするが、業務内容確認検査は、東日本高速道路株式会社関東支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

| 種別 | 打合せ回数 | 備考 |
|---|---|---|
| 初回打合せ | － | 現地踏査時に行う |
| 中間打合せ | 7 | 工事発注前打合せを含む |
| 業務内容確認検査 | 1 | |
| 完了検査 | 1 | |
| | 9 | |

２－９　交通費・宿泊費

技術業務直接人件費に関する、交通費・宿泊費には、設計打合せ及び現地踏査に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、ウェブ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

２－１０　成果品

報告書の表紙は、黒色、金文字製本とする。

共通仕様書１－９－３に基づき実施した照査の結果は、監督員に報告するものとする。

第３章　補足事項

３－１　調査等打合せ簿への概略業務量の提示

（１）業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師Ｂ換算の人工数と期間)を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

（２）提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

３－２　遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和５年１０月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「１－２３ 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の調査等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、調査着手前に監督員と協議し定めるものとする。

３－３　設計内容の変更及び追加について

次に示す事項について、関連する設計内容を変更、追加する場合があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

（１）舗装設計に基づき、工事発注用図面作成、図面修正を追加する場合がある。

（２）標識設計について、型式選定等に基づき、詳細設計に関する事項を変更及び追加する場合がある。

（３）ＩＣ名称の決定に伴い標識設計に関わる事項を変更及び追加する場合がある。

# ○○自動車道　○○業務　設計工程表（案）

（全体履行期間）　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日（　日間）
（実履行期間）　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日（　日間）

## 1 設計業務

| 項目＼日程 | 計画準備 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1．設計計画 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2．既往資料の確認・整理 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3．現地調査 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4．設計条件の整理 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5．道路詳細設計 | | | | | | | | | | | | | | |
| ①縦断設計 | | | | | | | | | | | | | | |
| ②平面図作成 | ・路線図・平面図・線形図・伐開除根求積図 | | | | | | | | | | | | | |
| ③縦断図作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| ④横断図作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤土積図作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥用排水設計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6．附帯工設計 | | | | | | | | | | | | | | |
| ①溝渠工設計 | ・ボックスカルバート、パイプカルバート等 | | | | | | | | | | | | | |
| ②擁壁工設計 | | | | | | | | | | | | | | |
| ③詳細図作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| ④図面修正 | ・平面図・縦断図等 | | | | | | | | | | | | | |
| 7．数量計算 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8．概略施工計画 | | | | | | | | | | | | | | |
| 9．施工への申送り事項 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10．照　　査 | | 照査① | | | | 照査② | | | | 照査③ | | | | |
| 11．報告書作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| 12．監督員による成果品確認 | | | | | | | | | | | | | | |
| 13．電子成果品作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| 14．設計打合せ | | | | | | | | | | | | | | |
| 15．業務検査 | | | | | | | | | | | 業務内容確認検査 | | 完了検査 | |

## 2 関連業務資料

| 項目＼日程 | 実施の有無 | 実施時期 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1．測量調査 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・基準点測量 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| ・空中写真測量 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| ・数値地形測量 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| ・航空レーザー測量 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| 2．道路予備設計 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| 3．道路概略設計 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| 4．路線測量 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| 5．地質調査（１次） | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| 6．構造物計画設計 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| 7．地質調査（２次） | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| 8．地形測量 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| 9．協議用図面作成 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| 10．トンネル設計 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| 11．幅杭設計 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| 12．用地幅杭設置測量 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| 13．構造物基本設計 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| 14．構造物詳細設計 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |
| 15．地盤補足調査 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | |

## 3 貸与資料

| 項目＼日程 | 貸与の有無 | 貸与時期 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①地形図（1/1000, 1/500） | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | |
| ②実測縦断図 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | |
| ③実測横断図 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | |
| ④座標計算書 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | |
| ⑤概略設計成果品 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | |
| ⑥協議用図面作成成果品 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | |
| ⑦幅杭設計成果品 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | |
| ⑧土地調査結果報告書 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | |
| ⑨橋梁・トンネルの成果品 | 有・無 | 令和○年○月予定 | | | | | | | | | | | | |
| ⑩関連事業計画資料 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | |
| ⑪詳細測量図（1/200） | 有・無 | 令和○年○月予定 | | | | | | | | | | | | |
| ⑫設計協議資料 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | |

## 4 関係機関協議

| 項目 | 実施の有無 | 実施時期 | 対応者 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | 凡例 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①交差管理者協議 | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | |
| 河川 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | |
| 鉄道 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | |
| 用水路 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | |
| 排水路 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | |
| 水道 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | |
| 下水道 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | |
| 電力 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | |
| 電話 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | |
| ②形式協議 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | |
| ③警察協議 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | |
| ④地元協議 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | |
| ⑤その他懸案事項協議 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | |

## 5 その他懸案事項

| 項目 | 実施の有無 | 実施時期 | 対応者 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | ○月 10 20 30 | 凡例 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①○○に関する技術的検討 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 受注者 | | | | | | | | | | | |
| ②○○に関する技術的判断 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | |

## 6 協議内容、結果等

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 協議内容経緯等 | ○月○日<br>①協議場所、出席者<br><br>②協議結果 | ○月○日<br>①協議場所、出席者<br><br>②協議結果 | ○月○日<br>①協議場所、出席者<br><br>②協議結果 | ○月○日<br>①協議場所、出席者<br><br>②協議結果 | ○月○日<br>①協議場所、出席者<br><br>②協議結果 | ○月○日<br>①協議場所、出席者<br><br>②協議結果 |

## 7 照査内容

| | | | |
|---|---|---|---|
| 照査時期、照査内容、照査結果 | **照査①**<br>**・照査時期：基本条件、設計条件検討時**<br>**・照査内容：基本条件の照査**<br>**・照査結果：** | **照査②**<br>**・照査時期：設計方針、最終形式案決定時**<br>**・照査内容：細部条件の照査**<br>**・照査結果：** | **照査③**<br>**・照査時期：成果品納入前**<br>**・照査内容：成果品の照査**<br>**・照査結果：** |

**※作成上のポイント（記載内容は作成例であるため、共通仕様書及び特記仕様書の記載を確認の上作成すること）**
① 適切な工程管理（履行期間の確保）を図ることを目的とする。
② 関連する調査業務や設計業務ならびに関係機関協議による資料入手や条件提示等の遅れが履行期間を圧迫することがないよう、資料入手・条件提示・対外協議の期限を明確化する。
③ 協議時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、打合せ時期・内容に工程上の遅れがないか確認する。
④ 照査の時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に合致した照査作業が実施されているか確認する。
⑤ 本工程表は作業計画書に添付するとともに、発注者と受注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することで設計ミスの防止、品質の確保を図る。
⑥ なお、本書式は固定のものではない。上記趣旨を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用すること を基本とする。

**※作成時の留意事項**
① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
② 協議待ちによる遅延の場合工程上のクリティカルを明示すること。
③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。

様式－2

令和　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社 関東支社
**支社長**　　殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名　○○自動車道　○○業務

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

１．契約保証取得の日

令和　　年　　月　　日

２－１．発注者が設定した全体履行期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

２－２．発注者が設定した余裕期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

３－１．受注者が設定した業務の始期

令和　　年　　月　　日

３－２．受注者が設定した業務の終期

令和　　年　　月　　日

３－３．契約上の履行期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）　　（３－２．受注者が設定した業務の終期）

様式－3

令和　　年　　月　　日

監督員
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

受注者
管理技術者
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

# 工事記録情報　完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

| | |
|---|---|
| 発 注 者 名 | |
| 調 査 等 名 | |

| No. | 工　種　名 | 工事情報(テーブル名) | 数　　量 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

# 生成AI利活用計画書 兼 確認チェックリスト

様式-4

【記入・確認方法】受注者は「計画書記載内容」を記入し、各確認項目を自己確認（チェック欄に記入）してください。発注者は受注者の記載内容を確認（チェック欄に記入）してください。

| 区分 | 計画書記載内容（受注者記入） | No. | 確認項目・確認の視点 | 受注者チェック | 発注者チェック | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1. 利用目的 | 生成AIを利用する目的・理由を具体的に記載してください。<br>・本業務との関係<br>・期待する効果<br>・再委託先が利用する場合は、その目的 | 1-1 | 生成AIを利用する目的・理由が具体的に記載されているか | ☐ | ☐ | |
| | | 1-2 | 利用目的が本業務の内容と整合しているか | ☐ | ☐ | |
| | | 1-3 | 再委託先がある場合、再委託先ごとの利用目的も記載されているか | ☐ | ☐ | |
| 2. 利用予定範囲 | 生成AIを使用する範囲を具体的に記載してください。<br>・使用予定の業務工程（計画策定、設計案作成、報告書作成補助等）<br>・対象とするデータ（種類・内容）<br>・作業の概要（どのようにAIを使うか）<br>・再委託先が利用する場合は、その利用範囲 | 2-1 | 使用予定の業務工程（計画策定、設計案作成、報告書作成等）が明記されているか | ☐ | ☐ | |
| | | 2-2 | 対象とするデータ（入力するデータの種類・内容）が記載されているか | ☐ | ☐ | |
| | | 2-3 | 作業の概要（どのようにAIを使うか）が具体的に記載されているか | ☐ | ☐ | |
| | | 2-4 | 利用範囲について、発注者との協議を経た内容となっているか | ☐ | ☐ | |
| | | 2-5 | 再委託先がある場合、再委託先ごとの利用範囲も記載されているか | ☐ | ☐ | |
| 3. 利用予定の生成AIサービス名 | 利用予定の生成AIサービスについて記載してください。<br>・サービス名称／提供元<br>・利用形態（クラウド、オンプレミス等）<br>・複数のLLMを用いるサービスの場合も、そのサービス名<br>・再委託先が利用する場合は、利用サービス名・利用形態 | 3-1 | サービス名称と提供元（企業名）が明記されているか | ☐ | ☐ | |
| | | 3-2 | 複数のLLMを用いるサービス（GaiXer、exaBase等）を利用する場合、そのサービス名が記載されているか | ☐ | ☐ | |
| | | 3-3 | 利用形態（クラウド／オンプレミス等）が記載されているか | ☐ | ☐ | |
| | | 3-4 | 再委託先がある場合、再委託先ごとの利用サービス名・利用形態も記載されているか | ☐ | ☐ | |
| 4. 入力情報の取扱い | 入力情報の取扱いについて記載してください。<br>・個人情報は原則入力しない方針<br>・入力する場合の理由、範囲、対策<br>・入力データをAI学習に利用させない措置と根拠<br>・再委託先における取扱い | 4-1 | 個人情報の取扱い方針が記載されているか（原則入力しない旨の記載があるか） | ☐ | ☐ | |
| | | 4-2 | 個人情報を入力する場合、その理由・範囲・対策が明記されているか | ☐ | ☐ | |
| | | 4-3 | 入力データがAI学習に利用されないための措置（オプトアウト設定等）が記載されているか | ☐ | ☐ | |
| | | 4-4 | 学習排除措置の根拠（サービスの設定・約款等）が具体的に示されているか | ☐ | ☐ | |
| | | 4-5 | 再委託先がある場合、再委託先ごとの入力情報の取扱いも記載されているか | ☐ | ☐ | |

# 生成AI利活用計画書 兼 確認チェックリスト

様式-4

【記入・確認方法】受注者は「計画書記載内容」を記入し、各確認項目を自己確認（チェック欄に記入）してください。発注者は受注者の記載内容を確認（チェック欄に記入）してください。

| 区分 | 計画書記載内容（受注者記入） | No. | 確認項目・確認の視点 | 受注者チェック | 発注者チェック | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5. リスク対策 | リスク対策を具体的に記載してください。<br>・情報漏えい防止策（社内ポリシー、アクセス制限等）<br>・利用履歴の保存方法、保存期間、削除方針と根拠<br>・誤情報／誤解誘導リスクへの検証・レビュー体制<br>・再委託先における対策 | 5-1 | 情報漏えい防止策（社内ポリシー、アクセス制限等）が記載されているか | □ | □ | |
| | | 5-2 | 情報漏えい防止策の内容が具体的であり、実効性があると判断できるか | □ | □ | |
| | | 5-3 | 生成AIの利用履歴の保存方法（保存期間・削除方針等）が記載されているか | □ | □ | |
| | | 5-4 | 利用履歴の保存・管理に関する社内規定や契約サービスの約款等の根拠が示されているか | □ | □ | |
| | | 5-5 | 誤情報・誤解誘導リスクへの対応策（生成結果のレビュー体制等）が記載されているか | □ | □ | |
| | | 5-6 | レビュー体制が形式的でなく、実際に機能する体制として記載されているか | □ | □ | |
| | | 5-7 | 再委託先がある場合、再委託先ごとのリスク対策も記載されているか | □ | □ | |
| 6. 発注者との協議内容 | 発注者との協議状況を記載してください。<br>・事前協議の実施有無<br>・協議に基づく条件・制限事項<br>・未協議事項と今後の協議予定 | 6-1 | 生成AIの利用に関する事前協議の実施有無が明記されているか | □ | □ | |
| | | 6-2 | 協議済みの場合、協議に基づく条件・制限事項が具体的に記載されているか | □ | □ | |
| | | 6-3 | 記載された条件・制限事項が発注者との協議内容と一致しているか | □ | □ | |
| | | 6-4 | 未協議の事項がある場合、今後の協議予定が示されているか | □ | □ | |
| 7. その他 | その他の事項を記載してください。<br>・再委託先での生成AI利用の有無と反映状況<br>・継続的な見直し・報告の予定 | 7-1 | 再委託先での生成AI利用の有無が確認・記載されているか | □ | □ | |
| | | 7-2 | 再委託先で生成AIを利用する場合、その内容が本計画書（各項目）に反映されているか | □ | □ | |
| | | 7-3 | 継続的な見直し・報告の予定（業務終了後の報告等）が記載されているか | □ | □ | |
| 8. 成果品等に関する確認（特記仕様書との整合） | 生成AIを利用して作成する成果品等の取扱いを記載してください。<br>・生成AI利用の明示方法<br>・生成画像等への注釈<br>・第三者の権利への配慮<br>・機械可読性に配慮した成果品等の構成 | 8-1 | 生成AIを利用して作成した成果品等について、その旨を明示する方針が示されているか | □ | □ | ※生成AIによる生成物を成果品等の一部とする場合 |
| | | 8-2 | 生成画像等を成果品等に使用する場合、生成AI利用の旨を注釈として付す方針が記載されているか | □ | □ | ※成果品等の一部に生成AI画像等を使用する場合 |
| | | 8-3 | 第三者の権利（著作権等）への配慮が示されているか | □ | □ | ※特に留意する業務の場合 |
| | | 8-4 | 機械可読性への配慮（構造化された見出し、図表へのキャプション付与等）が考慮されているか | □ | □ | ※成果品等とりまとめ時の協議事項として確認 |

**【備考】**

・本計画書は、作業計画書の添付資料として発注者に提出してください。
・発注者との協議により、記載内容の修正・追記を求められる場合があります。
・生成AIの利用にあたっては、情報セキュリティ、個人情報保護、公正性／正確性の確保に最大限留意してください。
・チェック欄は「□：未確認」「☑：確認済」「－：該当なし」から選択してください。